

賃金引き下げを阻止しよう！！

政府は6月3日の閣議において、国家公務員の給与を5～10%引き下げることを決定しました。

その際、独立行政法人（国立大学を含む）の役職員の給与についても「法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、**国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する**」としています。つまり、もしも国家公務員給与引き下げのための法案が国会で成立すれば、私たち**国立大学法人への影響も必至**な情勢です。戦後最大とも言われる賃金引き下げが本当に行われてしまったら、私たちの暮らしはどうなる！？

今回の賃金引き下げ案には、既に様々な問題点が指摘されています（下表参照）。全国大学高専教職員組合（全大教）は、これに反対するための取り組みを開始しました。私たち茨城大学農労組も、この問題については緊急かつ真摯に取り組んでいく方針です。

表 賃金引き下げの不当性

★ 今回の国家公務員賃下げに関して

- ① 賃下げは民主党マニフェストの「人件費2割削減」が根本であり、今回の主たる理由とされている「復興財源の確保」という理由は後付けに過ぎない。
また、復興財源のための賃下げという考え方は、復興財源全体を国会に明示しないままに、一部の勤労者にその負担を強制しようとしているものである。
- ② 本来、法人の賃金改定の根拠は「社会一般の情勢に適応」、つまり民間給与水準に合わせて、そのために人事院勧告（人勧）に準拠・依拠していた。ところが今回の提案は人勧＝民間会社の給与水準とは無関係なものであり、賃金改定の根拠が失われている。
- ③ 給与引き下げの決定過程に違法性がある。人勧制度は国家公務員の労働基本権（争議権）が制限されていることの代償措置である。その人勧制度によらない給与引き下げは、公務員の権利を侵害するものである。
- ④ 今回の賃金引き下げは、民間賃金へも影響を与える。その場合、日本全体の景気後退を招き、財政と震災復興に逆効果になる。

（裏面に続く）

★ 公務員賃下げが国立大学法人に波及するとしたら...

- ⑤ 国立大学は第1期中期計画期間において、すでに人件費を10%以上削減されてきており、国の目標（人件費5%削減）を大きく超過達成しているため、人件費をこれ以上削減する合理的な理由はない。
- また、国立大学の人件費は運営費交付金の中から支給される。賃金を引き下げた場合、その余剰分となる交付金がどのように使われるかについて、現状ではまったく不透明である。
- ⑥ 非公務員である私たちの賃金は、労使が自律的に決めることである。国と同等の実施を要請してくることは、違法な不当労働行為（不誠実交渉）に相当する。
- ⑦ 前述のとおり、今回の賃下げの決定過程には違法性がある。それに無批判に追随することは、「知の共同体」である大学にとって誤った行為である。

(参考) 政府と公務員労組の交渉経過

- 政府との交渉は5/13から開始。
- 公務員連絡会（連合）は、削減率が（民主党マニフェストより小さい）5～10%にできたこと、国家公務員制度改革（労働協約権の付与など）の同時決着が認められたとして、給与引き下げに同意（5/23付け）。
- 日本国家公務員労働組合連合会（全労連）は反対の立場で取り組みを進めている。
- なお、西岡参院議長は、政府が提出した国家公務員給与削減法案について、「人事院の了解が得られない限り、議長として委員会に付託する考えはない。震災への公務員の努力を考えると、政府対応には大きな疑問を持っている」と述べた（6/3付け）。



～～ 全大教の「国会議員への要請行動」に

参加しませんか？ ～～

日時：6月20日（月）13時～17時 国会内会議室に集合
参加希望者は組合事務室まで（交通費を支給します）。

5月31日（火）組合事務室にて

加藤 亮先生の送別昼食会開催

加藤 亮先生は6月1日付で 茨大農学部から東京農工大へ転勤されました。農学部組合には13年間在籍され、その間2回執行委員を務めていただきました。週に1度は農学部へ通勤され、お会いする機会がありますが、組合は退会ということで加藤先生のこれからの益々のご活躍をお祈りし、送別昼食会を開催いたしました。

